

1. 件名：玄海原子力発電所3，4号炉及び川内原子力発電所1，2号炉の地震等に係る新基準適合性審査（標準応答スペクトルの規制への取り入れに係る変更）に関する事業者ヒアリングに係る資料の受取
2. 日時：令和5年11月22日（水） 13時10分頃
3. 場所：原子力規制庁内会議室
4. 対応者
原子力規制庁 担当者2名
九州電力株式会社 担当者1名
5. 要旨
 - (1)九州電力株式会社から、令和3年8月23日に申請のあった玄海原子力発電所3号炉及び4号炉の設置変更許可申請、並びに令和3年4月26日に申請のあった川内原子力発電所1号炉及び2号炉の設置変更許可申請のうち、6. に示す資料の提出があった。
 - (2)原子力規制庁は、提出された資料の内容を確認するとともに、必要に応じて、記載内容に関する事実確認を行うためにヒアリングを行う。
6. 提出資料
 - ・玄海原子力発電所3号炉及び4号炉 標準応答スペクトルを考慮した地震動評価について
 - ・玄海原子力発電所3号炉及び4号炉 標準応答スペクトルを考慮した地震動評価を踏まえた基礎地盤及び周辺斜面の安定性について（特定重大事故等対処施設を除く）
 - ・玄海原子力発電所3号炉及び4号炉 標準応答スペクトルを考慮した地震動評価を踏まえた基礎地盤及び周辺斜面の安定性について（特定重大事故等対処施設）・・・非公開
 - ・川内原子力発電所1号炉及び2号炉 標準応答スペクトルを考慮した地震動評価について
 - ・川内原子力発電所1号炉及び2号炉 標準応答スペクトルを考慮した地震動評価を踏まえた基礎地盤及び周辺斜面の安定性について（特定重大事故等対処施設を除く）
 - ・川内原子力発電所1号炉及び2号炉 標準応答スペクトルを考慮した地

震動評価を踏まえた基礎地盤及び周辺斜面の安定性について（特定重大事故等対処施設）・・・非公開

- ・ 川内原子力発電所 1号炉及び2号炉 日向灘及び南西諸島海溝周辺の地震活動の長期評価（第二版）の影響について

※ 提出資料の一部は、行政機関の保有する公開に関する法律第5条に定める不開示情報を含むため、平成27年1月14日原子力規制委員会「特定重大事故等対処施設に関する審査の取扱いについて」を踏まえ、非公開とします。